

# 令和3年第3回北海道議会定例会 一般質問

年月日 令和3年9月28日(火)  
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 議員

質 問	答 弁
<p><b>一 ゼロカーボン北海道の実現と地域環境権などについて</b>                  2020年3月、知事は「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす」と表明されました。ゼロカーボンの実現は単なる二酸化炭素排出削減のためのエネルギー種別の変更ではなく持続可能な地域経済、地域社会のモデルを具体的に形にしていくための手段だと私は思っています。</p> <p><b>(一) 地域環境権などについて</b>                  そこで、まず、地域環境権についてうかがいます。                  日本国内においては、長野県飯田市の条例が事例としてあげられます。地域にある自然資源を再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを地域住民の権利とすること。地域でのエネルギー利用に伴って脱炭素を実現し、同時に持続可能な地域づくりのためにそれを活用すること。大きく言うと、この2つを定めた条例です。                  北海道にも「脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している。」こう定めた北海道省エネ・新エネ促進条例があり、この条例に基づく行動計画においても、文言としては、エネルギーの地産地消という柱はたてられています。しかし、新エネルギーの導入は、誰のためのものなのか、どんな地域社会をめざしているのか、不十分です。さらに、議員提案で制定した地球温暖化防止対策条例においても、残念ながら地域環境権の考え方は示されておりません。仮称ですが、新たに地域環境権条例を策定し、中央政府に先んじて、ゼロカーボン宣言をした知事の役割として、ゼロカーボンの実現とは、誰のために何のためにあるのか、どんな北海道の未来の姿を展望しているのか明確にされてははいかがでしょうか。                  地域環境権という概念の必要性について、知事はどのように認識されているのかまずうかがいます。                  また、現在、地球温暖化防止対策条例の見直しも検討されていると承知しています。この見直しの視点の中に、地域環境権についても加えるべきと私は考えますが、見解をうかがいます。</p> <p><b>(二) 農業政策について</b>  <b>1 化学肥料等の削減について</b>                  今年の5月、中央政府は「みどりの食料システム戦略」において、2050年まで、化学農薬50%、化学肥料30%の使用量削減、有機農業の取り組み面積の割合を25%に拡大するなど野心的な目標を発表しました。                  道として、これまで以上の化学農薬、化学肥料の削減に向けて取り組みする必要がありますが、具体的にどのような目標を持ち、どのように取り組む考えか伺います。                  あわせて海外でも一部使用禁止とされており消費者団体市民団体などから不安の声の多いグリフサートやネオニコチノイド系の農薬について北海道が率先して使用をしないことなど、もともと有機農業などに関心の高い層に、北海道の減農薬のとりくみをアピールすることも重要ではないかと考えますが、見解をうかがいます。</p> <p><b>2 有機農業推進計画について</b>                  また、有機農業について、北海道はこれまでも推進体制含めて先進的に取り組んできたこと承知しています。                  北海道有機農業推進計画が見直し時期にあり、現計画では、</p>	<p><b>(知事)</b>                  地球温暖化防止対策条例の見直しなどについてであります                  が、本年3月に策定した「地球温暖化対策推進計画」においては、ゼロカーボン北海道の実現に向けて気候変動問題の解決のみならず、地域経済・社会の活性化やレジリエンスの向上、健康で快適な暮らしなどを同時に達成することを取組の基本方策として掲げているところであります。                  条例の見直しにあたっては、本道の豊富な再生可能エネルギーなど地域資源の持続可能な利用と地域の活力向上を図りながら、ゼロカーボンを実現していく視点が重要であると考えており、今後、さまざまな方々から御意見をいただくとともに、丁寧に議論を行いながら、検討を進めてまいります。</p> <p><b>(知事)</b>                  化学農薬や化学肥料の削減についてであります。道では、全国に先駆けて平成3年度から環境との調和に配慮した「クリーン農業」の推進に取り組み、化学農薬や化学肥料の使用量は当時に比べ、4割以上削減されたとともに、これら一切使用しない有機農業の取組面積も全国一となっております。                  また、農薬や肥料の使用に当たっては、法に基づく適正な使用の徹底を指導してきたほか、クリーン農業技術などを活用し環境に配慮して生産された道産農作物へのYES!cleanマークや有機JASマークの表示などを通じ、消費者の皆様へそれらの使用低減に取り組む情報を提供してまいりました。                  道としては、この春策定した第6期農業・農村振興推進計画で環境保全型農業の推進を打ち出したところであり、クリーン農業や有機農業のさらなる取組拡大に向けて技術の開発と普及を進め、安全・安心で高品質な道産農作物づくりに取り組むとともに、環境との調和に配慮した本道農業を積極的かつ効果的にアピールし、広く消費者の皆様や食品事業者の方々の理解を促進してまいります。</p> <p><b>(食の安全推進監)</b>                  有機農業推進計画についてでございますが、有機農業は、環境保全型農業の先導的な役割を担い、本道農業の持続的な発展はもとより、SDGsやゼロカーボンの達成にも貢献すると</p>

質 問	答 弁
<p>指標として、有機農業の認知度などがあげられていますが、わたくしとしては有機農業という言葉を知っている人を増やすよりも、学校給食における有機農産物の使用にとりくむ学校や自治体を増やすこと、また、有機農業者は個別に売り先の確保などに苦慮している状況にあり、新たな流通のしくみの構築などの取り組みを強化すべきと考えます。</p> <p>今後の有機農業推進のあり方とともに指標設定の方向性について、見解をうかがいます。</p> <p><b>3 再生可能エネルギーについて</b></p> <p>再生可能エネルギーについて、バイオマスの利活用をこれまで以上に進めるとともに、優良農地を確保しつつ営農を継続しながら行う太陽光発電や風力発電などの導入検討についても、新たな農家の所得補償にもつなげる観点から、農業政策としても積極的に取り組むべきと考えますが、見解をうかがいます。</p> <p><b>(三) 吸収源対策の在り方について</b></p> <p><b>1 推進計画の指標設定と具体的な取組について</b></p> <p>北海道森林吸収源対策推進計画は、2030年度において約480万トンCO<sub>2</sub>の吸収量を確保するとされた。これが達成されたとき、北海道の森林及び森林関連産業がどのような状態になると想定しているのか伺う。</p> <p>北海道の人工林の6割は、植栽後40年を超えており、森林の若返りが必要であり、伐って使ってまた植えるというサイクルを回していくことが大きな課題とされてきたが、北海道内においても、道産材による木造住宅や木製家具などの使用率は、公共施設においても十分とは言えない。</p> <p>関連指標として掲げられている、針葉樹における建築用製材の生産比率や、木質バイオマスエネルギー利用量などについても、より高い指標を2030年に向けて掲げるべきと考えますが、見解を伺う。</p> <p>その上で、学校なども含めた公共建築物をはじめとした木造化・木質化の促進や、道産CLTなど新たな木材需要の創出と供給体制の整備のため、税制や補助制度、金融支援のあり方、地元企業を対象とした人材育成など、公共、民間の投資が、ゼロカーボン実現に貢献しつつ地域に循環する森林関連産業を支援する具体的な取組を打ち出すことが重要であると考えるが見解を伺う。</p> <p><b>2 吸収量の位置づけについて</b></p> <p>計画において、吸収量は、2030年度の道の温室効果ガス排出量削減目標の2割に相当するとされている。</p> <p>下川町などいくつかの自治体では、道外の大都市圏と協定を結びカーボンオフセットを実施しており、道としても道有林オフセットクレジットを販売していることと承知している。</p> <p>一方、いわゆる実質ゼロということであり、吸収源という森林が生み出す価値を、例えば道内の化石燃料使用のための相殺として使ってしまうのか。</p> <p>現在のカーボンオフセット取引の現状はどのようになっているのか伺うとともに、吸収源の活用について、計画にどのように位置づけられており、今後はどうあるべきと考えるか見解を伺う。</p>	<p>ともに、道産農産物のブランド化に寄与するものであり、道では、平成28年度に策定した第3期有機農業推進計画で、有機農業に対する消費者の認知度を50%とする数値目標や、生産者と流通事業者とのマッチングによる安定的な販路の確保などに関する方策を策定し、取り組んできたところです。</p> <p>しかし、認知度や取組面積は、目標を下回っていることから、次期計画の策定に当たっては、昨年4月に改定された国の基本方針や今般の「みどり戦略」も踏まえ、取組面積の拡大、生産者や流通事業者の課題解決に向けた行動変容など、生産から加工・流通、消費に至る各段階で必要な取組などについて、道議会でのご議論をはじめ、関係者との意見交換や、「北海道食の安全・安心委員会」でのご審議をいただきながら、検討してまいります。</p> <p><b>(農政部長)</b></p> <p>農業政策に関し、再生可能エネルギーの導入についてですが、世界的にカーボンニュートラルの取組が求められる中、我が国の食を支える本道農業が、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献しつつ、将来にわたって、持続的に発展していくためには、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを効果的に活用しながら、生産力と競争力を強化していくことが重要と認識しております。</p> <p>このため、道では、家畜ふん尿を利用したバイオマス発電や農業用水による小水力発電などに加え、地域とも連携した生産性の高い優良農地の確保を基本としながら、太陽光や風力の活用など、再生可能エネルギーの導入促進を図り、農業・農村の活性化につなげてまいります。</p> <p><b>(水産林務部長)</b></p> <p>森林吸収源対策推進計画についてであります。現行の計画では、伐採後の着実な植林を進め、二酸化炭素の吸収源となる森林を計画的に整備することとしておりますが、本道の森林は、年齢の高い樹木が占める割合が高いことから、吸収量の目標は現状を下回る数値を設定しているところであります。</p> <p>道としては、より活力ある森林づくりを進め、吸収量の確保を図るとともに、幅広い分野における道産木材の利用促進が必要と考えており、クリーンラチの増産や植栽コストの低減のほか、公共施設、住宅や事務所、さらには家具などについて、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力を強化しながら道産木材の一層の需要拡大を進めるとともに、こうした取組を担う企業などへの支援、人材の育成も含め推進計画の施策として位置づけ、吸収量の目標についても検討を進めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、計画を見直す考えであります。</p> <p><b>(水産林務部長)</b></p> <p>森林吸収量の位置づけなどについてであります。カーボン・オフセットは、企業等が、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を削減できない場合、森林吸収量の購入などにより、排出量を埋め合わせする仕組みであり、道内では、これまで、14の市と町や、道有林において、間伐により発生した吸収量をクレジット化し、道内外の企業等に販売をしてきたところであります。</p> <p>道としては、森林吸収量の一層の確保に向けて、企業の協力による取組を今後強化する必要があると考えており、企業ニーズの調査結果なども踏まえ、「ほっかいどう応援団会議」の参加企業、さらには、二酸化炭素の排出削減や環境保全に取り組む道内外の企業などに、森林づくりへの協力や、道産木材・木製品の利用を広く働きかけ、カーボン・</p>

質 問	答 弁
<p><b>(四) 加工も含めた水産業分野における再エネ化の推進について</b></p> <p>政府は、水産分野においても漁船の二酸化炭素排出量削減などの目標を設定している。</p> <p>これまでも藻場干潟ビジョンなど環境保全の取組を進めてきたとのことだが、あまり一般消費者には伝わっていないのではないか。</p> <p>ゼロカーボンの実現をひとつの契機として、加工も含めた水産業全体の再エネ化をどのように進め、北海道水産業の付加価値をどのように上げていく考えか伺う。</p> <p><b>(五) 交通政策について</b></p> <p>北海道交通政策総合指針は、本年見直しがされました。ウィズコロナなどの新たな視点は付加されたようですが、ゼロカーボン、脱炭素の視点はみられないことに驚きました。</p> <p>交通事業者なども参画しての検討会などもあったようですが、ゼロカーボン推進のための議論が少しでもなされたのかどうか、その議論経過を伺うとともに、道として、交通分野のゼロカーボン実現に、どのように取り組む考えか伺います。</p> <p><b>(六) 住宅政策について</b></p> <p>住宅政策は、家庭業務部門のゼロカーボン実現に向けて、カギとなる重要な分野です。</p> <p>例えば、これまで、ヨーロッパなどの地球温暖化対策推進の取り組みは、リフォーム市場の活性化など、地域経済や雇用対策に大きく貢献してきました。また、太陽光発電や蓄電池の住宅・建築物への戦略的な導入は、公営住宅への率先配置なども含め、貧困・低所得層に対する支援施策としても効果が期待できることは、南オーストラリアの実績や、長野県の戦略的なビジョンからも参考にすべきであると考えます。</p> <p>北海道住生活基本計画を見ると、域内循環についての記載は一部にあるものの、脱炭素の視点が弱いです。これまでの、北方型住宅に象徴される省エネの推進にとどまることなく、新エネ、蓄エネも加味した住宅政策として、抜本的に見直すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>さらに、住宅個々のその躯体のスペックをあげるだけでは、市場価値につながってこなかった現実をどのように受け止め、どんな付加価値をゼロカーボン実現の過程の中で北方型住宅2020に乗せていくべきかと考えるのか見解を伺います。</p> <p>また、北方型住宅推進の取り組みは、新築住宅への働きかけであり、中古住宅の省エネリフォームの推進などについては、道としての具体的な動きは薄いように感じられます。これまでの取り組みのなかでの課題をどのように認識し、ゼロカーボンの機運をとらえ、どのようにリフォーム市場を活性化していく考えか伺います。</p>	<p>オフセットなどを活用した森林づくりを進めてまいる考えであります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>水産業の付加価値向上についてであります。道では、水産業・漁村振興推進計画に基づき、海域の環境保全を図りながら、水産資源の適切な管理や栽培漁業の推進による生産の確保と、漁村地域の活性化などに取り組んでいるところであり、今後ともゼロカーボン北海道の実現にも資するよう、国の事業などを活用し、藻場や干潟の維持、お魚殖やす植樹運動といった漁業者の取組や、消費燃料が少なく、波の抵抗も受けにくい漁船の導入などに支援するほか、廃棄された漁網などの再生利用を促進する考えであります。</p> <p>また、地域における水産物の保管や流通、加工施設や機器の導入に当たっては、低コスト化や省エネ化の視点から支援に努めるなど、豊かな海域環境の保全を図り、本道の水産業の一層の振興に取り組む考えであります。</p> <p><b>(交通企画監)</b></p> <p>ゼロカーボンや脱炭素化に向けた交通分野の取組についてありますが、交通政策総合指針の重点戦略は、地域の暮らしや産業を支える持続的な輸送ネットワークの構築に向け、環境負荷の低減や脱炭素化への取組が重要との認識の下、道内の交通・物流事業者など、関係機関で構成する重点戦略検討ワーキンググループでの意見交換や、議会議論などを踏まえ、本年3月に策定したところであります。</p> <p>自動車への依存度が高い本道においては、運輸部門の二酸化炭素排出割合が全国に比べて高いことから、人やモノの輸送の効率化や省力化による二酸化炭素排出量削減のため、道では、MaaS等シームレス交通の取組強化による公共交通機関の利用促進をはじめ、共同輸送やモーダルシフトによる物流の効率化に取り組むなど、持続可能な交通・物流サービスの展開を図ることとしております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、国が展開するデジタル技術を活用するスマート交通や、サプライチェーン全体の輸送効率化・省エネ化といったグリーン物流の推進などの取組を注視し、庁内関係部のみならず、市町村や運輸事業者の皆様などと連携を図りながら、交通分野における環境負荷の低減に向け、取り組んでまいります。</p> <p><b>(建築企画監)</b></p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に向けた住宅政策についてでございますが、はじめに、住生活基本計画につきましては、本年7月に、住宅対策審議会から、住宅分野での脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるべきとの答申を受け、現在見直しを行っているところでございます。</p> <p>また、北方型住宅の普及推進に向けましては、より多くの皆様にご理解いただくことが必要と考えており、11月からユーザーの皆様への集中的なプロモーションを行うほか、ZEH化に向けて、道総研建築研究本部と連携し、「北方型住宅2020」をベースといたしました、高効率な設備や再生可能エネルギーの活用につきましての技術開発などを進めているところでございます。</p> <p>次に、既存住宅の省エネ性能の向上につきましては、道民の皆様が安心してリフォームを行える環境づくりが課題と認識しており、市町村のリフォーム補助制度の情報などをホームページにおいて周知しているほか、一般財団法人北海道建築指導センターに相談窓口を設置し専門家がアドバイスするなど、住宅リフォームの促進に引き続き努めてまいります。</p> <p>最後に、道営住宅につきましては、これまで太陽光発電を集会所などの電力供給に活用するモデル的な取組を行っているものの、設置費用の負担といった課題の整理が必要と考えており、他県の取組なども参考に、再生可能エネルギーの活用について検討してまいります。</p> <p>道といたしましては、今後も北方型住宅や道営住宅などで</p>

質 問	答 弁
<p>また、既存の集合住宅の再エネ化も大きな課題であることから、太陽光発電と蓄電池の設置や、ビル壁面などへの次世代型太陽光電池設置の実験的導入、入居者の負担軽減にもつながるようなエネルギー管理システムの試行なども含め、道営住宅の新たな役割についても検討すべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p><b>(七) 学校における再エネ化の推進などについて</b></p> <p><b>1 施設の再エネ化について</b></p> <p>ゼロカーボンに関し、各省庁がさまざまな野心的とも言える目標などを発表していますが、文科省の動きは非常に鈍いように感じています。</p> <p>私としては、この機会に、災害時には避難所ともなることの多い公立学校施設の再エネ化を中央政府としても率先して進めるべきと考えますが、中央政府の動向をどのように把握し、道教委として、どのように対応する考えか伺います。あわせて、道内市町村の小中学校の再エネ化の状況をどのように把握し、どのように支援していく考えか、また、道立高校の再エネ化にはどのように取り組む考えか伺います。</p> <p><b>2 ゼロカーボン実現のための学びの支援について</b></p> <p>施設の再エネ化について、減災対策の観点から伺いましたが、教育機会としても、非常に重要であると考えます。</p> <p>たとえソーラーパネル1枚であっても、電気や熱エネルギーは、風や水や土があれば、自ら作り出せるのだという意識を育てることにつながります。</p> <p>残念ながら、現在、文科省としては、学習指導要領解説の一部改訂の通知が発出されるにとどまっていますが、道教委としては、これまでも体系的な環境教育の充実などに取り組んできました。どのようにゼロカーボンの実現に教育現場から貢献していく考えか伺います。</p> <p><b>二 連携地域別政策展開方針の在り方について</b></p> <p><b>(一) 地域振興条例に基づいたゼロカーボンの地域戦略の策定について</b></p> <p>連携地域別政策展開方針は、北海道地域振興条例に基づき、6つの連携地域ごとに、市町村自治体や地域の関係者の参画を得て、現在素案が作成されパブリックコメントも行われていると承知しています。</p> <p>私としては、自然エネルギーの賦存量や、産業構造も地域によって異なる広大な北海道においては、ゼロカーボンの実現のためには、地域ごとの戦略づくりやKPIの設定やそのために必要なデータや情報の共有が重要ではないかと質問を重ねてきたところです。</p> <p>現在、公表されている地域別政策展開方針を見ると、概ね、すべての地域で、ゼロカーボン推進に関するプロジェクトがあげられており、指標も設定されています。道南、オホーツク、十勝の3つの連携地域で、域内全自治体におけるゼロカーボンシティ宣言が目標とされています。</p> <p>こうした、地域からの主体的な動きをゼロカーボン実現のための道としての施策にどのように反映する考えか伺います。</p> <p>また、私としては、この際、改めて、地域振興条例の施策推進の基本方針に基づき、あるいは、これに準じた形でゼロカーボン実現のための地域計画を策定することも1つの選択肢ではないかと考えます。</p>	<p>の様々な取組を通じて、省エネ化や更なる再生可能エネルギーの活用などを進め、住宅分野での脱炭素化に努めてまいります。</p> <p><b>(教育長)</b></p> <p>学校施設における脱炭素化の取組についてであります。国においては、これまで、学校施設への太陽光発電設備の導入を推進してきており、次年度以降においては、高断熱化・高効率空調などによるネット・ゼロ・エネルギー・ビル、いわゆるZEB(ゼブ)化をはじめとした脱炭素化に向けた取組を進めようとしていると承知をいたしております。</p> <p>道内では、小中学校の約2割に、また、道立高校に関しましては、約1割に、災害時にも活用できる太陽光発電設備が整備されており、道教委といたしましては、学校施設における再生可能エネルギーの一層の活用に向けて、市町村に対し、国の支援制度の情報提供や助言を行うとともに、学校施設のZEB(ゼブ)化などに関する動向を踏まえ、知事部局とも連携をし、学校における脱炭素化の推進に努めてまいります。</p> <p><b>(教育長)</b></p> <p>ゼロカーボンに関する環境教育の取組についてであります。ゼロカーボン社会の実現に向けては、将来、持続可能な社会の創り手となる子どもたちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、問題を発見し解決する能力や、よりよい環境づくりを目指す態度を育んでいくことが重要です。</p> <p>道教委では、現在、各学校に対し、子どもたち一人一人が地域や関係機関等と連携して、資源の有効利用や自然環境の保全、科学技術の利用のあり方などについて学ぶことができる学習プログラムを提供するとともに、エコスクール認定校による環境ISO活動や、SDGsの17の目標と関連付けて編成した教育課程の成果普及の取組を進めており、今後は、こうした取組に加えまして、ICTを活用した学校間の成果交流、環境教育に関する教員研修の充実など、環境教育の一層の推進に努め、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献してまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>ゼロカーボンの実現に向けた地域の取組についてですが、現在、検討中の次期連携地域別政策展開方針においては、風力やバイオマスといった再生可能エネルギーの利活用や森林の適正管理など地域の特色を活かした様々な取組が盛り込まれているところであり、その推進に向けては、分野横断的な連携が必要と考えております。</p> <p>道としては、先般、全庁的な推進組織である「気候変動対策推進本部」に、各振興局長を本部長とした「地方推進本部」を新たに設置するなど、分野横断的な連携体制を整えたところであり、各地域が抱える課題とその解決に資する資源や技術等を結びつけながら、地域の目標づくりや様々な施策の活用を支援するなど脱炭素と地域創生の実現に向けた取組を力強く後押しをしております。</p>

質 問	答 弁
<p>今後の、ゼロカーボン実現のための地域の政策展開について知事の所見を伺います。</p> <p><b>(二) 地域振興のための設定のあり方などについて</b>  連携地域別政策展開方針は、「地域づくり連携会議」において、各プロジェクトの推進状況等の点検・評価を行い、必要に応じて取り組み内容の充実を図るとされています。点検、評価にあたっては、そもそものKPIの設定が重要であり、私として、残念に思うのが、地域振興のためのプロジェクトであっても、いまだに、入込数等を重点のKPIにしているところが散見されることです。  繰り返し、議会議論で申し上げていますが、単に入込数だけでは、域内循環はチェックできず、付加価値向上に地域の視点が向きづらいと指摘しつづけてきました。  いくら入込数や売り上げを上げて、材料は域外のものを使ったり、化石燃料や化学農薬などを使ってどんどんお金を域外に流出させては地域の持続可能な発展につながりません。地域に誇りが生まれません。  北海道開発局など国の機関とも連携しながら、産業連関分析や、地域経済循環分析など地域のエネルギー収支などを含む域内循環を可視化できるデータを市町村自治体や、地域の実践者のみなさんと共有しながら、地域計画の推進管理を行う場が重要だと考えます。  地域振興を進めていくうえで、エネルギー収支を含む域内循環などのデータの共有について、必要性をどのように認識しているのか伺います。</p> <p><b>三 文化政策について</b>  <b>(一) 百年記念施設再生構想について</b>  ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想は、道立自然公園野幌森林公園内にある北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔の今後のあり方の基本構想として、北海道命名150年を契機に策定されたものです。  構想では、開拓の村に関し、指定管理のあり方を含めて、検討される方向性が示されていると承知しています。  私としては、歴史的建造物のカフェや宿泊施設としての活用など、動態保存による利活用も検討すべきであると考えますが、これは、現在の指定管理制度においては、難しいものと考えます。  さらに、この間、料金設定や、駐車場利用料のあり方なども含め議論してきましたが、施設を所管する環境生活部と、指定管理制度を所管する総務部と、責任の所在が明確ではなく、有効な検討が進んでいないように思います。  構想を実現するための指定管理のあり方の現時点での検討状況及び長期的な維持補修の計画などについてはどのようになっているのか伺います。</p> <p><b>(二) 北海道デジタルミュージアムについて</b>  次に、北海道デジタルミュージアムの進捗状況と今後の展開について伺います。  北海道の博物館などの情報を多言語で包括的に発信し、北海道の知の入り口としての役割を担うことを目的に知事公約として北海道デジタルミュージアムが検討されています。  道内の博物館においては、収蔵品のデジタル化への遅れや情報発信に課題を抱える施設もあることから、こうした課題解消のサポート事業も実施すること、あわせて、当面は、博物館法の登録博物館や、相当施設を対象とするが、将来的には、施設に関連する周遊ルートやアート作品など包括的な情報発信をめざすとされています。  私としては、道内に3000体以上ある屋外彫刻についても、その材質や作家などの資料を収集し、清掃活動や、維持補修などについてのノウハウも含めオープンデータとして公開している民間団体もあることから「館」「箱物」のなかのアート作品だけではなく、無料で誰でも楽しめるアートいわゆるパブリックアートとして屋外彫刻もデジタルミュージアム</p>	<p><b>(地域振興監)</b>  KPIの設定などについてでございますが、連携地域別政策展開方針においては、重点的に取り組むプロジェクトの進捗状況などを点検・評価するため、各プロジェクトにKPIを設定しており、この選定に当たりましては、各地域におきまして進捗状況の把握に最も適した指標を検討の上、決定しているところでございます。  次期方針においては、例えば、一次産業の振興や産学官金連携に取り組むプロジェクトでは、KPIを単に「生産額の増加」とするのではなく、「食品工業の付加価値額」や「製造業の付加価値生産性」といった、域内での付加価値に着目した指標も検討しているところでございます。  今後は、各地域におけますエネルギー収支を見える化するなどの方法を庁内連携のもと検討し、産学官民といった地域の様々な方々の参画と協働を促すデータの共有・活用を図ってまいります。</p> <p><b>(環境生活部長)</b>  北海道開拓の村についてでございますが、道では、これまでの野外博物館としての役割を基本としつつ、国内外からの旅行者をターゲットとした観光拠点や、古民家再生の人材育成拠点として活用を図るため、有識者のご意見も伺いながら、建造物の保存、活用などを含めた「利活用方針」を定めることとし、令和5年度からの指定管理期間に向け、建造物の維持修繕や指定管理のあり方について、民間資金や活力の導入も含め、検討を進めているところであります。  具体的には、指定管理の内容について、施設の設置目的などに応じた期間や利用料金の設定、業務の範囲などに関する検討を行うとともに、適切な維持管理と国内外からの誘客を図るため、建造物の老朽化への対応や利用者のサービス向上に向けた施設の改修などについて検討を行っているところであります。</p> <p><b>(環境生活部長)</b>  デジタルミュージアムについてでございますが、道では、道民の皆様はもとより、国内外の観光客の方々が、道内各地の博物館や美術館などに実際に足を運んでいただくきっかけとなりますよう、施設や収蔵品などの情報を多言語で包括的に発信をする「デジタルミュージアム」を開設することとしており、現在、多くの施設に参加いただけるよう、デジタル化や多言語化に関するマニュアルの作成を進めているほか、オンラインによる説明会などを開催しているところでございます。  道といたしましては、引き続き、対象施設の参加促進に取り組むとともに、利用者の拡大や利便性の向上を図るため、各施設をつなぐ周遊ルートや各地の文化財、史跡やアート作品も対象に加えることとしており、今後、掲載情報の内容などについて、検討して参る考えでございます。</p>

質 問	答 弁
<p>ムにリンクするなどすべきと考えます。 デジタルミュージアムの進捗状況をうかがうとともに、屋外彫刻という資源も対象に含めるべきと考えますが、見解をうかがいます。</p>	